特定の暗号品目に対する報告要求事項の廃止、86 FR 16482（2021年3月29日）

2021年3月29日に公示された最終規則（86 FR 168482）（2021年3月29日の改正規則）（ワッセナーアレンジメント2019本会議の決定事項についても施行する改正規則）の一部として、 BISは、カテゴリー5－パート2（"情報セキュリティ"）の特定の暗号品目に関連する輸出管理規則（EAR)15 C.F.R. Parts 730-774のさまざまな条項を改正（輸出者の規制の負担を軽減するための報告要求事項の廃止による改正を含む）しました。特にこれらの変更点は、EAR§740.17許可例外ENC（暗号貨物、ソフトウェア、及び技術）に影響を及ぼします。

EAR§740.17(b)(1)で規定される特定の暗号品目については、§740.17(e)(3)による1年ごとの自己番号分類報告が必要です。EAR§740.17(b)(1)で規定される製品であって、製品番号分類請求（CCATS）によりBISで番号分類されたものについては、自己番号分類は不要です。EAR§740.17(b)(2)で規定される品目及びEAR§740.17(b)(3)で規定される指定品目については、許可例外ENCを輸出に利用するためにEAR§740.17(d)による製品番号分類請求（CCATS）が必要です。また、特定の一般公開されている暗号ソースコード品目には、EAR§742.15(b)及びEAR§740.9(c)(8)に基づく電子メールによる届出要求事項があります。

要約すれば、2021年3月29日の改正規則で、以下の変更を行いました：

(1) '一般公開されている暗号ソースコード'（§742.15(b)）及びベータテスト暗号ソフトウェア（§740.9(c)(8)）（"非標準暗号"を実装する一般公開されている暗号ソースコード'及びベータテスト暗号ソフトウェアを除く）について、電子メールによる届出を廃止；

(2) §742.15(b)(1)における特定の'マスマーケット'暗号貨物について、自己番号分類報告要求事項を廃止；並びに

(3) 'マスマーケット'製品のECCN 5A992.c又は5D992.cの部分品（及びこれらの'実行可能ソフトウェア'）について、自己番号分類報告が可能。§740.17(e)(3)参照。今回の改正規則で、"マスマーケット""部分品"、'実行可能ソフトウェア'、ツールセット、及びツールキットが§740.17(b)(3)から(b)(1)に移行しました。４つの品目のカテゴリーのうち、"マスマーケット""部分品"、'実行可能ソフトウェア'のみが、改正後においても自己番号分類報告の対象となります。マスマーケットツールセット及びツールキットは、改正後において自己番号分類報告の対象とはなりません。

注：非"マスマーケット""部分品"、'実行可能ソフトウェア'、ツールセット、及びツールキットは、改正後も§740.17(b)(3)にとどまり、番号分類の提出が必要、かつ、許可例外ENCの使用前に30日の待期期間が規定されています。

2021年3月29日の改正規則では、ECCN 5A002、5B002又は5D002で規制される非'マスマーケット'暗号品目；又は"非標準暗号"を実装する暗号品目（'マスマークット'であるか否かをとわない）について、許可例外ENCの番号分類又は自己番号分類報告の要求事項のどの項目も変更しませんでした。

次の表は2021年3月29日の改正規則により報告要求事項に対して行われた変更点を要約するとともに、改正後も変わらない報告要求事項も取り上げています。

ECCN／オーソリゼーション	2021年3月29日以前の規則	2021年3月29日以降の規則
5x992.c – §740.17(b)(1)で規定されるマスマーケット品目 xは、ハードウェアについてはA、ソフトウェアについてはD	EAR§740.17(b)(1)に該当－自己番号分類報告又は番号分類が必要	EAR§740.17(b)(1)に該当－自己番号分類報告又は番号分類は不要
5x992.c – マスマーケットチップ、チップセット、電子組立品及びフィールドプログラマブルロジックデバイス（"非標準暗号"を実装する品目 を除く）	EAR§740.17(b)(3)に該当、番号分類が必要	EAR§740.17(b)(1)に該当－自己番号分類報告又は番号分類が必要
5x992.c – マスマーケット暗号ライブラリ、モジュール、開発キット及びツールキット（"非標準暗号"を実装する品目 を除く）	EAR§740.17(b)(3)に該当、番号分類が必要	EAR§740.17(b)(1)に該当－自己番号分類報告又は番号分類は不要
5x002.a – EAR§740.17(b)(1)で規定される暗号品目	EAR§740.17(b)(1)－自己番号分類報告又は番号分類が必要	変更なし
5x002.a －非マスマーケットチップ、チップセット、電子組立品、フィールドプログラマブルロジックデバイス、暗号ライブラリー、モジュール、開発キット、及びツールキット	EAR§740.17(b)(3)－番号分類が必要、かつ、ENCの使用前に30日の待機期間期間が規定されている。	変更なし
§740.17(b)(3)で規定される"非標準暗号"を持つ5x002.a及び5x992.cの品目	EAR§740.17(b)(3)－番号分類が必要、かつ、ENCの使用前に30日の待機期間期間が規定されている。	変更なし
5x002－"一般公開されている"暗号ソースコード及びベータテスト暗号ソフトウェア（"非標準暗号"を実装する品目を除く）	EAR§740.17(b)－"一般公開されている暗"号ソースコード及びこれに対応するオブジェクトコード－電子メールで の届出が必要 EAR§740.9(b)(8)－ベータテスト暗号ソフトウェア－電子メールでの届出が必要	§742.15(b)の改正に基づく－"一般公開されている"暗号ソースコード及びこれに対応するオブジェクトコード－改正後は電子メールでの届出は不要 §740.9(b)(8)の改正に基づく－ベータテスト暗号ソフトウェア、改正後は電子メールでの届出は不要
5x002－EAR§740.17(b)(2)に該当	EAR§740.17(b)(2)に基づく番号分類が必要、かつ、ENCの使用前に30日の待機期間が規定されている。	変更なし